

川崎市老人いこいの家の指定管理予定者の選定結果について

1 概要

(1) 施設概要

ア グループ名称、施設名称及び所在地

グループ名称	施設名称	所在地
第1グループ 老人いこいの家	大師老人いこいの家	川崎区大師公園1番4号
	小田老人いこいの家	〃 小田2丁目16番9号
	藤崎老人いこいの家	〃 藤崎4丁目17番6号
	田島老人いこいの家	〃 田島町20番23号
	大島老人いこいの家	〃 大島1丁目9番6号
	桜本老人いこいの家	〃 桜本2丁目5番2号
	京町老人いこいの家	〃 京町3丁目12番2号
	渡田老人いこいの家	〃 渡田4丁目12番20号
	殿町老人いこいの家	〃 殿町1丁目20番15号
第2グループ 老人いこいの家	日吉老人いこいの家	幸区北加瀬1丁目39番5号
	南河原老人いこいの家	〃 南幸町1丁目11番地
	下平間老人いこいの家	〃 下平間357番地6
	古市場老人いこいの家	〃 古市場1781番地1
	小倉老人いこいの家	〃 小倉5丁目32番5号
	御幸老人いこいの家	〃 紺屋町33番地1
第3グループ 老人いこいの家	ごうじ老人いこいの家	中原区上小田中7丁目6番18号
	等々力老人いこいの家	〃 等々力1番1号
	中丸子老人いこいの家	〃 中丸子378番地4
	新城老人いこいの家	〃 下新城1丁目2番4号
	西加瀬老人いこいの家	〃 西加瀬10番5号
	井田老人いこいの家	〃 井田三舞町14番16号
	丸子多摩川老人いこいの家	〃 丸子通1丁目639番地3
第4グループ 老人いこいの家	高津老人いこいの家	高津区久本3丁目6番22号
	上作延老人いこいの家	〃 上作延1142番地4
	子母口老人いこいの家	〃 子母口983番地
	末長老人いこいの家	〃 末長2丁目27番2号
	梶ヶ谷老人いこいの家	〃 梶ヶ谷5丁目8番地27
	東高津老人いこいの家	〃 下野毛1丁目3番2号
	くじ老人いこいの家	〃 久地3丁目16番1号
第5グループ 老人いこいの家	平老人いこいの家	宮前区平2丁目13番1号
	有馬老人いこいの家	〃 有馬4丁目5番2号
	野川老人いこいの家	〃 野川3182番地1
	白幡台老人いこいの家	〃 白幡台1丁目13番地1
	鷲ヶ峰老人いこいの家	〃 菅生ヶ丘32番10号

第6グループ 老人いこいの家	登戸老人いこいの家	多摩区登戸新町 237 番地
	菅老人いこいの家	〃 菅北浦 3 丁目 11 番 1 号
	錦ヶ丘老人いこいの家	〃 栗谷 3 丁目 28 番 2 号
	長尾老人いこいの家	〃 長尾 1 丁目 12 番 7 号
	枅形老人いこいの家	〃 枅形 6 丁目 3 番 1 号
	中野島老人いこいの家	〃 中野島 6 丁目 26 番 7 号
	南菅老人いこいの家	〃 菅馬場 3 丁目 26 番 1 号
第7グループ 老人いこいの家	王禅寺老人いこいの家	麻生区王禅寺東 5 丁目 32 番 15 号
	片平老人いこいの家	〃 片平 5 丁目 25 番 1 号
	千代ヶ丘老人いこいの家	〃 千代ヶ丘 6 丁目 3 番地 22
	白山老人いこいの家	〃 白山 4 丁目 2 番 2 号
	麻生老人いこいの家	〃 上麻生 4 丁目 32 番 2 号
	岡上老人いこいの家	〃 岡上 277 番地
	百合丘老人いこいの家	〃 百合丘 2 丁目 8 番地 2

イ 施設内容

- (ア) いこいの家事業に関する業務
- (イ) 利用の許可に関する業務
- (ウ) 利用者意見等の把握に関する業務
- (エ) セルフモニタリング、本市が行うモニタリング、評価に必要な書類の作成及び提出に関する業務
- (オ) 施設等の維持管理に関する業務
- (カ) いこいの家の備品等器具の管理及びこれらの使用に関する業務
- (キ) 寄付金及び寄贈物品等の受領等に関する業務
- (ク) 管理人の研修に関する業務
- (ケ) 社会資源の活用等に関する業務
- (コ) 安全管理に関する業務
- (サ) 個人情報の保護に関する業務
- (シ) 情報公開と運営の透明性、説明責任、苦情処理等に関する業務、利用者の指導に関する業務
- (ス) 本市及び本市が事業を委託した団体が実施する事業への協力、支援に関する業務
- (セ) 災害時の対応に関する業務
- (ソ) 合築施設である場合の調整に関する業務
- (タ) 区役所、地域包括支援センター等との連携に関する業務
- (チ) 地域交流スペースの運用に関する業務（第2グループ老人いこいの家の御幸老人いこいの家に限る。）
- (ツ) その他

(2) 指定期間

平成31年4月1日～平成36年3月31日

(3) 指定管理予定者の概要

※指定管理者の決定は、平成30年第4回市議会定例会における指定議案可決後になります。

ア 名称

グループ名	指定管理予定者
第1グループ 老人いこいの家	川崎市・川崎区社会福祉協議会 ※「社会福祉法人川崎市社会福祉協議会」及び「社会福祉法人川崎市川崎区社会福祉協議会」を構成団体とするグループ
第2グループ 老人いこいの家	川崎市・幸区社会福祉協議会 ※「社会福祉法人川崎市社会福祉協議会」及び「社会福祉法人川崎市幸区社会福祉協議会」を構成団体とするグループ
第3グループ 老人いこいの家	川崎市・中原区社会福祉協議会 ※「社会福祉法人川崎市社会福祉協議会」及び「社会福祉法人川崎市中原区社会福祉協議会」を構成団体とするグループ
第4グループ 老人いこいの家	川崎市・高津区社会福祉協議会 ※「社会福祉法人川崎市社会福祉協議会」及び「社会福祉法人川崎市高津区社会福祉協議会」を構成団体とするグループ
第5グループ 老人いこいの家	川崎市・宮前区社会福祉協議会 ※「社会福祉法人川崎市社会福祉協議会」及び「社会福祉法人川崎市宮前区社会福祉協議会」を構成団体とするグループ
第6グループ 老人いこいの家	川崎市・多摩区社会福祉協議会 ※「社会福祉法人川崎市社会福祉協議会」及び「社会福祉法人川崎市多摩区社会福祉協議会」を構成団体とするグループ
第7グループ 老人いこいの家	川崎市・麻生区社会福祉協議会 ※「社会福祉法人川崎市社会福祉協議会」及び「社会福祉法人川崎市麻生区社会福祉協議会」を構成団体とするグループ

イ 所在地及び主な業務内容

(ア) 社会福祉法人 川崎市社会福祉協議会

【所在地】川崎市中原区上小田中六丁目22番5号

【主な業務内容】・社会福祉を目的とする事業の企画及び実施

- ・社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- ・社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- ・上記のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
- ・区社会福祉協議会の相互の連絡及び調整の事業
- ・保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡
- ・共同募金事業への協力
- ・川崎市福祉パルの受託経営（7か所）

- ・福祉人材バンクの業務の実施
- ・ボランティア活動の振興
- ・川崎市あんしんセンター事業（日常生活自立支援事業）
- ・福祉サービス利用事業
- ・ふくし相談事業
- ・居宅介護等事業の経営
- ・介護保険法に基づく第1号訪問事業の経営
- ・障害福祉サービス事業の経営
- ・川崎市高齢社会福祉総合センター（人材開発研修センター・保健福祉研究センター）の経営
- ・社会福祉法人経営改善支援事業
- ・地域生活支援SOSかわさき事業
- ・その他この法人の目的達成のため必要な事業

(イ) 社会福祉法人 川崎市川崎区社会福祉協議会

【所在地】川崎市川崎区日進町1番地11

- 【主な業務内容】
- ・社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
 - ・社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
 - ・社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
 - ・上記のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
 - ・保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡
 - ・共同募金事業への協力
 - ・ボランティア活動の振興
 - ・川崎市福祉パルかわさき事業
 - ・川崎市老人いこいの家事業の経営（9か所）
 - ・川崎市かわさき老人福祉・地域交流センター事業の経営
 - ・川崎区あんしんセンター事業（日常生活自立支援事業）
 - ・その他この法人の目的達成のため必要な事業

(ウ) 社会福祉法人 川崎市幸区社会福祉協議会

【所在地】川崎市幸区戸手本町一丁目11番地5

- 【主な業務内容】
- ・社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
 - ・社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
 - ・社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
 - ・上記のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
 - ・保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡
 - ・共同募金事業への協力
 - ・ボランティア活動の振興
 - ・川崎市福祉パルさいわい事業

- ・川崎市老人いこいの家事業の経営（6か所）
- ・川崎市さいわい健康福祉プラザ事業の経営
- ・幸区あんしんセンター事業（日常生活自立支援事業）
- ・その他この法人の目的達成のため必要な事業

(エ) 社会福祉法人 川崎市中原区社会福祉協議会

【所在地】川崎市中原区今井上町1番34号

- 【主な業務内容】
- ・社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
 - ・社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
 - ・社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
 - ・上記のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
 - ・保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡
 - ・共同募金事業への協力
 - ・ボランティア活動の振興
 - ・川崎市福祉パルなかはら事業
 - ・川崎市老人いこいの家事業の経営（7か所）
 - ・中原区あんしんセンター事業（日常生活自立支援事業）
 - ・川崎市中原老人福祉センター事業の経営
 - ・その他この法人の目的達成のため必要な事業

(オ) 社会福祉法人 川崎市高津区社会福祉協議会

【所在地】川崎市高津区溝口一丁目6番10号

- 【主な業務内容】
- ・社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
 - ・社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
 - ・社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
 - ・上記のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
 - ・保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡
 - ・共同募金事業への協力
 - ・ボランティア活動の振興
 - ・川崎市福祉パルたかつ事業
 - ・川崎市老人いこいの家事業の経営（7か所）
 - ・川崎市高津老人福祉・地域交流センター事業の経営
 - ・高津区あんしんセンター事業（日常生活自立支援事業）
 - ・その他この法人の目的達成のため必要な事業

(カ) 社会福祉法人 川崎市宮前区社会福祉協議会

【所在地】川崎市宮前区宮崎二丁目6番地10

- 【主な業務内容】
- ・社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
 - ・社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
 - ・社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、

調整及び助成

- ・上記のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
- ・保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡
- ・共同募金事業への協力
- ・ボランティア活動の振興
- ・川崎市福祉パルみやまえ事業
- ・宮前区あんしんセンター事業（日常生活自立支援事業）
- ・川崎市宮前老人福祉センター事業の経営
- ・その他この法人の目的達成のため必要な事業

(キ) 社会福祉法人 川崎市多摩区社会福祉協議会

【所在地】川崎市多摩区登戸1763番地

- 【主な業務内容】
- ・社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
 - ・社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
 - ・社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
 - ・上記のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
 - ・保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡
 - ・共同募金事業への協力
 - ・ボランティア活動の振興
 - ・川崎市福祉パルたま事業
 - ・川崎市老人いこいの家事業の経営（7か所）
 - ・多摩区あんしんセンター事業（日常生活自立支援事業）
 - ・その他この法人の目的達成のため必要な事業

(ク) 社会福祉法人 川崎市麻生区社会福祉協議会

【所在地】川崎市麻生区万福寺一丁目2番2号

- 【主な業務内容】
- ・社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
 - ・社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
 - ・社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
 - ・(1)から(3)のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
 - ・保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡
 - ・共同募金事業への協力
 - ・ボランティア活動の振興
 - ・川崎市福祉パルあさお事業
 - ・川崎市老人いこいの家事業の経営（7か所）
 - ・麻生区あんしんセンター事業（日常生活自立支援事業）
 - ・川崎市麻生老人福祉センター事業の経営
 - ・その他この法人の目的達成のため必要な事業

2 選定の経緯

平成30年 6月28日 事前告知
平成30年 8月 1日 募集開始
平成30年 9月21日 募集締切り
平成30年10月22日 健康福祉局指定管理者選定評価委員会高齢者施設部会(2)
平成30年11月 指定管理予定者を決定

3 応募状況

- (1) 第1グループ老人いこいの家
1団体(川崎市・川崎区社会福祉協議会)
- (2) 第2グループ老人いこいの家
1団体(川崎市・幸区社会福祉協議会)
- (3) 第3グループ老人いこいの家
1団体(川崎市・中原区社会福祉協議会)
- (4) 第4グループ老人いこいの家
1団体(川崎市・高津区社会福祉協議会)
- (5) 第5グループ老人いこいの家
2団体(特定非営利活動法人 有馬まちづくりサポートセンターカンアオイ、川崎市・宮前区社会福祉協議会)
- (6) 第6グループ老人いこいの家
1団体(川崎市・多摩区社会福祉協議会)
- (7) 第7グループ老人いこいの家
1団体(川崎市・麻生区社会福祉協議会)

4 健康福祉局指定管理者選定評価委員会高齢者施設部会(2)について

- (1) 開催日
平成30年10月22日(月)
- (2) 委員構成
小林 俊子(YMCA健康福祉専門学校 講師)
坪 洋一(日本女子大学 人間社会学部准教授)
本所 靖博(明治大学 農学部専任講師)
新井 努(新井公認会計士事務所)

5 選定理由

選定された団体の提案は、仕様書に定めた標準的な条件を満たしており、事業計画や収支計画、情報の公開に関する考え方なども適切に提案されている。また、コンプライアンス(法令順守)に関する十分な認識を持ち、安定した財政基盤や事業実績を有していることから、高齢者福祉に寄与する点でも期待を持てるものであり、選定基準に掲げた事項を総合的に評価した結果、指定管理予定者として適切であると判断したため、選定した。

6 審査結果（※基準点480点以上）

(1) 第1グループ老人いこいの家

選定基準	配点	指定管理予定者の 得点
①事業目的の達成とサービス向上への取組	360点	237点
②事業経営計画と管理経費縮減等の取組	180点	114点
③事業の安定性・継続性の確保への取組	100点	63点
④応募団体自身に関する項目	80点	58点
⑤応募団体の取組に関する事項	80点	50点
⑥実績評価点		40点
合計	800点	562点

(2) 第2グループ老人いこいの家

選定基準	配点	指定管理予定者の 得点
①事業目的の達成とサービス向上への取組	360点	247点
②事業経営計画と管理経費縮減等の取組	180点	114点
③事業の安定性・継続性の確保への取組	100点	63点
④応募団体自身に関する項目	80点	57点
⑤応募団体の取組に関する事項	80点	50点
⑥実績評価点		20点
合計	800点	551点

(3) 第3グループ老人いこいの家

選定基準	配点	指定管理予定者の 得点
①事業目的の達成とサービス向上への取組	360点	231点
②事業経営計画と管理経費縮減等の取組	180点	111点
③事業の安定性・継続性の確保への取組	100点	63点
④応募団体自身に関する項目	80点	53点
⑤応募団体の取組に関する事項	80点	48点
⑥実績評価点		0点
合計	800点	506点

(4) 第4グループ老人いこいの家

選定基準	配点	指定管理予定者の 得点
①事業目的の達成とサービス向上への取組	360点	240点
②事業経営計画と管理経費縮減等の取組	180点	114点
③事業の安定性・継続性の確保への取組	100点	63点
④応募団体自身に関する項目	80点	58点
⑤応募団体の取組に関する事項	80点	48点
⑥実績評価点		40点
合計	800点	563点

(5) 第5グループ老人いこいの家

選定基準	配点	指定管理予定者の 得点	特定非営利活動法人 有馬まちづくりサポ ートセンターカンア オイ
①事業目的の達成とサービス向上への 取組	360点	237点	216点
②事業経営計画と管理経費縮減等の取組	180点	117点	99点
③事業の安定性・継続性の確保への取組	100点	60点	47点
④応募団体自身に関する項目	80点	55点	38点
⑤応募団体の取組に関する事項	80点	48点	28点
⑥実績評価点		0点	0点
合計	800点	517点	428点

(6) 第6グループ老人いこいの家

選定基準	配点	指定管理予定者の 得点
①事業目的の達成とサービス向上への取組	360点	237点
②事業経営計画と管理経費縮減等の取組	180点	111点
③事業の安定性・継続性の確保への取組	100点	63点
④応募団体自身に関する項目	80点	56点
⑤応募団体の取組に関する事項	80点	50点
⑥実績評価点		10点

合計	800点	527点
----	------	------

(7) 第7グループ老人いこいの家

選定基準	配点	指定管理予定者の 得点
①事業目的の達成とサービス向上への取組	360点	238点
②事業経営計画と管理経費縮減等の取組	180点	114点
③事業の安定性・継続性の確保への取組	100点	61点
④応募団体自身に関する項目	80点	56点
⑤応募団体の取組に関する事項	80点	50点
⑥実績評価点		10点
合計	800点	529点

7 提案額 (指定管理期間総額(税抜))

(1) 第1グループ老人いこいの家	261,116,695円
(2) 第2グループ老人いこいの家	179,914,860円
(3) 第3グループ老人いこいの家	204,139,680円
(4) 第4グループ老人いこいの家	199,789,545円
(5) 第5グループ老人いこいの家	145,216,240円
(6) 第6グループ老人いこいの家	199,063,310円
(7) 第7グループ老人いこいの家	199,975,175円

(問合せ先)

川崎市健康福祉局長寿社会部高齢者在宅サービス課

電話 044-200-2680

FAX 044-200-3926